

令和6年度

定額減税補足給付金「調整給付」の支給について

(定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)のお知らせ)

〇制度の概要

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。その際に、定額減税しきれないと見込まれる方に対して定額減税補足給付金「調整給付」(以下、「給付金」という。)を支給します。

なお、対象の方に早期に給付する観点から、所得税については令和5年分の課税状況に基づき、推計給付額が算定されます。令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付金に不足があることが判明した場合は、追加で来年度(令和7年度)に給付を予定しています。

〇支給要件(給付対象者)

当町の令和6年度個人住民税の納税義務者のうち、合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下に相当)で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)方が対象です。

対象者には、「お知らせ」又は「確認書」のどちらかが送付されます。

※定額減税可能額

所得税分：3万円×減税対象人数(本人+扶養親族数(国外居住者を除く。))

個人住民税分：1万円×減税対象人数(本人+扶養親族数(国外居住者を除く。))

調整給付の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×減税対象人数)	令和6年分推計 所得税額	① 控除不足額〔推計給付額〕
	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円 (<0以下は0)

住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×減税対象人数)	令和6年分推計 住民税所得割額	② 控除不足額
	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円 (<0以下は0)

調整給付	①所得税分の 控除不足額	②住民税所得割分の 控除不足額	③ 控除不足額 計 (①+②)
	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

調整給付支給額
(③を1万円単位に切上げ)

万円

有料広告掲載欄



上顎前突
下顎前突



正中離開
交叉咬合

矯正相談 受付中



過齧咬合
開咬



空隙歯列
嚙生

大人の矯正 子供の矯正

約30~50万円程度

約5万円程度からご提案
(床矯正 片顎10万円程度)

歯科衛生士パート大募集!

時給...1,600円~2,000円

◆50代以上の方も大活躍中 ◆プランクがあっても大丈夫!!
◆プライベートもゆとりをもって働けます。

詳しくは右記のお電話までお気軽にお問い合わせください



院長 原田 聡

みんなはぜひ一度ご相談ください

診療日	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~13:30	○	○	×	○	×	○	×
午後 15:00~18:00	○	○	×	○	○	○	×

<休診日>
水曜・日曜
祝日

曇はらだ歯科クリニック

桑名市新西方7-22イオンタウン桑名新西方内 ●休診 水曜・日曜・祝日

お気軽に、
お電話ください

0594-27-5454

